

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

○消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七号）新旧対照条文

○消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律附則（抄）

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
 （傍線の部分は改正部分）
 （第一条関係）

改 正 後	現 行
-------	-----

（貸付事業の運営に関する措置）

第十三条 第十条第一項第四号の事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

（他の団体との関係）

第十三条の二 （略）

（貸付事業規約）

第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（総会の議決事項）

第四十三条 （略）

254 （略）

5| 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6| 第十条第一項第四号（貸付事業を除く。）の事業に係る第三項及び第四項の認可並びに貸付事業に係る第三項及び前項の認可につい

（他の団体との関係）

第十三条 （略）

（総会の議決事項）

第四十三条 （略）

254 （略）

5| 第十条第一項第四号の事業に係る前二項の認可については第五十八条の規定を、当該事業以外の事業に係る前二項の認可については

ては第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第三項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。

7 | (略)

(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十一条 貸付事業を行う組合（職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならぬ。

2 | 前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

3 | 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

(剰余金等の積立)

第五十一条の二 (略)

第九十五条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が第二十六条の三第一項又は第二十六条の四に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三条第四項又は第五項の認可を取り消すことができる。

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

三の二 第二十六条の四の規定に違反したとき。

四〜八 (略)

八の二 第四十三条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

同条及び第五十九条の規定を準用する。

6 | (略)

(剰余金等の積立)

第五十一条 (略)

第九十五条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が第二十六条の三第一項に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三条第四項の認可を取り消すことができる。

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四〜八 (略)

八の二 第四十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 (略)
十 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。
十一 十八 (略)

九 (略)
十 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。
十一 十八 (略)

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（平成二十年四月一日から施行）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 事業（第九条―第十三条の二）</p> <p>第三章 組合員（第十四条―第二十五条の二）</p> <p>第四章 管理（第二十六条―第五十三条の三）</p> <p>第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条の四―第五十三条の十五）</p> <p>第四章の三 子会社等（第五十三条の十六―第五十三条の十九）</p> <p>第五章 設立（第五十四条―第六十一条の二）</p> <p>第六章 解散及び清算（第六十二条―第七十三条）</p> <p>第七章 登記（第七十四条―第九十二条）</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二―第九十七条の四）</p> <p>第九章 罰則（第九十八条―第一百一条）</p> <p>附則</p> <p>（組合基準）</p> <p>第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（名称）</p>	<p>（組合基準）</p> <p>第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（名称）</p>

第三条 (略)

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならない。

3 (略)

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十条第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(最大奉仕の原則)

第九条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

第三条 (略)

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしいことを示す文字を用いてはならない。

3 (略)

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域により消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、この限りでない。

(最大奉仕の原則)

第九条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業(第六号及び第七号の事業を除く。)

三(五 (略)

六 組合員に対する医療に関する事業

七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの

八 (略)

2| 前項第四号の事業(以下「共済を図る事業」という。)のうち、

共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つている組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。以下同じ。)を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(厚生労働省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

3| 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

4| 連合会は、第一項の事業のほか、会員たる組合の指導、連絡及び

(事業の種類)

第十条 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業

三(五 (略)

六 (略)

2| 連合会は、前項の事業の外、会員たる組合の指導、連絡及び調整

調整に関する事業を行うことができる。

(事業の利用)

第十二条 (略)

- 2 定款に特に定めのある場合を除くほか、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。
- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

一 組合がその組合員との間で自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)の契約を締結している場合において、その組合員が組合を脱退した場合その他組合員以外の者との間で責任共済の契約を継続することにつき正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合

二 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合

三 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合
四 特定の物品を供給する事業であつて、組合員以外の者にその事業を利用させることについて正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事業を利用させる場合

五 組合が所有する体育施設その他の施設であつて、組合員の利用に支障のない範囲内で一般公衆の利用に供することが適当である施設として厚生労働省令で定める施設に該当するものを利用させる場合

4

組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業(第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。)を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業(第三号に

に関する事業を行うことができる。

(事業の利用)

第十二条 (略)

- 2 定款に特に定めのある場合を除く外、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。
- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合又は当該行政の許可を得た場合は、この限りでない。

において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業（ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十條第一項第一号の事業を利用させる場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて
行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合

5 | 行政庁は、前項第二号又は第三号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第二号又は第三号の許可をしてはならない。

6 | 行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業

4 | 当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。

5 | 当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。
二 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

2| 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3| 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店に

二 組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

ついて、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。））、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることをおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二款、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二款及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるの

は「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第

四項及び第四十三條の四」とあるのは、「第三十七條の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七條の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(貸付事業の運営に関する措置)

第十三條 共済を図る事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

(組合員の資格)

第十四條 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることができない。

一・二 (略)

2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者のほか、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者のほか、次に掲げる者であつてその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

一 その付近に住所を有する者

二 当該職域内に勤務していた者

4 職域による消費生活協同組合のうち、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とするものにあつては、定款の定めるところに

(貸付事業の運営に関する措置)

第十三條 第十條第一項第四号の事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

(組合員の資格)

第十四條 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることができない。

一・二 (略)

2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者の外、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その付近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

より、第一項第二号及び前項各号に掲げる者のほか、当該学校の学生を組合員とすることができる。

5 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 (略)

二 他の法律により設立された協同組織体で、第二条第一項各号に掲げる要件を備え、かつ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)

第十五条 (略)

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(出資)

第十六条 (略)

2 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。

3 一組合員の有することのできる出資口数は、組合員の総出資口数の四分の一を超えてはならない。ただし、第十条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号の事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、この限りでない。

4 組合員は、出資金額の払込みについて相殺をもつて組合に対抗することができるできない。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

4 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 (略)

二 他の法律により設立された協同組織体で、第二条第一項各号に掲げる要件を備え、且つ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)

第十五条 (略)

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(出資)

第十六条 (略)

2 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、且つ、均一でなければならない。

3 一組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の四分の一を超えない範囲(第十条第一項第一号から第四号までの事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)において、定款でこれを定めなければならない。

4 組合員は、出資金額の払込について相殺をもつて組合に対抗することができない。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第十七条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることできない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十六条第三項第三号を除き、以下同じ。）により行うことができる。

4 5 6 (略)

(過怠金)

第十八条 組合は、組合員が出資の払込みを怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

(自由脱退)

第十九条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 5 三 (略)

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。この場合において、組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知

第十七条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第三十七条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることできない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

4 5 6 (略)

(過怠金)

第十八条 組合は、組合員が出資の払込を怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

(自由脱退)

第十九条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一箇年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十条 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 5 三 (略)

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。この場合において組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ

し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 (略)

3 (略)

(払戻請求権)

第二十一条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(脱退組合員の払込義務)

第二十二条 事業年度末において、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(払戻しの停止)

第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第二十五条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合にお

、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 (略)

3 (略)

(払戻請求権)

第二十一条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(脱退組合員の払込義務)

第二十二条 事業年度の終にあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(払戻しの停止)

第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。